

第十一條 法第二十四条の三第五項（受託水道業務技術管理者の資格）

条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、第七条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

(国庫補助) **第十二条** 法第四十四条に規定する政令で定める

費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき国土交通大臣が定める基準によつて算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に關して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として国土交通大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。

前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。

(手数料) 第十三條 法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分ごとに

心じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者（二千五百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、一千四百五十円）

二 免状の書換え交付を受けようとする者（一千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）

三 免状の再交付を受けようとする者 二千五百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあっては、二千五十円）
法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、二万三千百円とする。

（都道府県の処理する事務）

第十四条 水道事業（河川法）（昭和三十九年法律）

(第一百六十七号) 第三条第一項に規定する河川(以下この条及び次条第一項において「河川」という。)の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する。

する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定

水源水道事業」という。)であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項にお

いて同じ。) に関する法第六条第一項、第九条第一項(法第十条第二項において準用する場合

を含む)、第十条第一項及び第三項、第十一項、第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第

第五章及び第六章 第二十四条の三第二項 第二十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

一日最大給水量が二万五千立メートル以下の水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3 給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十一条第一項又は第三十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

4 次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間ににおける合理化に関する法第四十一条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が經營する水道用水供給事業から用水の供給を受けたる水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。

一 給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間

(指定都道府県の処理する事務)
第十五条 次に掲げる国土交通大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

三
一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業）（特定給水区域水道事業を經營する者に對してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が經營するものを除く。）に関する法律第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項（法第三十一条において準用する法第十二条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務については、前条

6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると国土交通大臣が認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

二 する水道事業に係るもの(除く。)
特定水源水道事業であつて、給水人口が五
万人を超えるもの(特定給水区域水道事業で
あるものに限り、特定河川以外の河川の流水
を水源とするものを除く。)に関する法第四
十二条第一項及び第三項(当該指定都道府県
が当事者である場合を除く。)の規定による
国土交通大臣の権限に属する事務

5
ある水道用水利供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水利供給事業を經營する者を除く。）との間前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものである。

第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の二第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第二十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務（法第十一条第一項の規定による国土交通大臣の権限

を除く。)の間
三 一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である以上の水道用水供給事業者間
四 給水人口が五万人以下である水道事業者と
一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間
五 給水人口が五万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を經營する者を除く。)と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下で

(給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいふ。以下この項において同じ。)であるものに限り、特定河川(河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。)以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が經營するものを除く。)に関する法第六条第一項、第九条第一項、第十一条第二項から、第七項までを除むる場合を除く。)

第三項に規定する水道用水供給事業に係るもの（を除く。）

四 次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間ににおける合理化に関する法第四十一条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務

イ 特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間及び給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間を除く。）

ロ 特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間を除く。）

ハ 特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道事業者（当該指定都道府県を除く。）と特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）を経営する者である二以上の水道用水供給事業者間を除く。）

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間

（2） 給水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）との間

3 第一項の規定による指定都道府県の指定がある場合においては、その指定の際現に効力を有する国土交通大臣が行つた認可等の处分その他の行為又は現に国土交通大臣に対して行つている認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指

定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対する行いを除く。）を現に国土交通大臣に対して行つている認可等の申請その他の行為とみなす。

4 國土交通大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「国土交通大臣」とあるのは、指定都道府県の知事と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

6 第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。

7 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると国土交通大臣が認めるときは、国土交通大臣又は指定都道府県の知事が行ふものとする。

8 前項の場合において、国土交通大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

9 國土交通大臣は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から認めることは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しを行ふことを求めることができる。

10 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しを行ふことを求めることができる。

11 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者が

の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとときは、国土交通大臣に対し、第七項の規定に基づき、同項に規定する指定都道府県の知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものと除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

（管轄都道府県知事）

第十六条 法第四十八条に規定する関係都道府県の知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同

条に規定する事務を行ふものとする。

一 水道事業 当該事業の給水区域

二 水道用水供給事業 当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域

三 専用水道 当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域

四 簡易専用水道 当該水道により水の供給が行われる区域

附 則 （施行期日）

1 この政令は、昭和三十二年十二月十四日から施行する。

（権限の委任）

2 給水人口が二万人以下である水道事業又は一日最大給水量が六千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法附則第五条第三項及び第六条第一項の規定による厚生大臣の権限

（水道条例第二十一條ノ一の規定に依る職権委任に関する件の廃止）

（水道条例第二十一條ノ一の規定に依る職権委任に関する件の廃止）

（國の貸付金の償還期間等）

3 水道条例第二十一條ノ一の規定による職権委任に関する件（大正十年勅令第三百三十一号）は、廃止する。

（國の貸付金の償還期間等）

4 法附則第十一條第三項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

5 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下

係る法附則第十一項及び第二項の規定による国庫の貸付金（以下「国庫の貸付金」という。）に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国庫の補助及び昭和五十九年度の歳出予算に係る国庫の補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される水源開発施設又は水道施設の新設又は増設については、なお従前の例による。

6 国庫の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。国庫の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国庫の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

7 国庫は、国庫の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合は、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

8 法附則第十一條第七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則 （昭和三六年一二月二六日政令第四二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月一日政令第二二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年五月二一日政令第一四一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則 （昭和五三年四月七日政令第一二三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 昭和五十九年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国庫の補助及び昭和五十九年度の歳出予算に係る国庫の補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される水源開発施設又は水道施設の新設又は増設については、なお従前の例による。

九三号）

附 則 （昭和六〇年一一月六日政令第二二三号）

<p>備考 この表における「用水単価」、「資本単価」、「財政力指数」及び「単位管延長」について は、国土交通大臣の定めるところによる。</p>	<p>つては十分の四、単位管延長が当該数値未満であつて国土交通大臣が別に定める数値以上の水道施設にあつては三分の一、その他の市町村にあつては、三分の一（単位管延長が国土交通大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四）</p>
---	---